

掛川市規則第 12 号

掛川市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成 27 年 3 月 23 日

掛川市長

(別紙)

掛川市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

掛川市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成17年掛川市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中エを削り、オをエとする。

第8条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

給 料 表	職 員	加算割合
行政職給料表	理事、部長、危機管理監、南部行政事務局長、会計管理者、参与、教育次長、消防長、議会事務局長、次長、消防次長、課長、支所長、事務局長、参事、健康統括官、図書館長又は消防署長の職務の者	100分の15
	主幹、室長、所長、議会事務局次長、主席検査官、支所次長、出納局次長、副署長、分署長、専門官、大東図書館長、主席指導主事又は主席園長の職務の者	100分の10
	次席の職務の者	100分の8
	係長、秘書官、検査官、主査、園長、指導主事又は主任の職務の者	100分の5

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。